「税務システム等標準化検討会収滞納管理ワーキングチーム(WT)」 第2回議事概要

日 時:令和2年8月4日(火)9:00~12:00

場 所: WEB 開催 出席者(敬称略):

(構成員)

坂田 玲子 浜松市財務部 税務総務課 主任

廣田 美穂 神戸市行財政局 税務部 収納管理課 収納指導担当 係長

白石 佳代 前橋市財務部 収納課 主任

笹本 裕人 三鷹市市民部 納税課 納税特別対策係 主任

熊倉 禎己 三条市総務部 収納課 管理係 係長

近藤 圭三 飯田市総務部 納税課 収納係 主査

吉野 元久 富士市総務部 情報政策課 主幹(10時まで市川和央主幹代理出席)

渡辺 亮吉 豊橋市財務部 納税課 主査

小松 幸司 南国市税務課 主査

本山 政志 埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長

木内 一喜 地方税共同機構総務部 予算・経理グループ 主査

吉本 明平 一般財団法人 全国地域情報化推進協会(APPLIC)企画部 担当部長

三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府 CIO 補佐官

(総務省)

小山 里沙 総務省自治税務局 企画課 電子化推進室課長補佐

金谷 浩光 総務省自治税務局 企画課 企画第一係 係長

沼田 涼太 総務省自治税務局 企画課 企画第一係 事務官

村上 周優 総務省自治税務局 企画課 企画第二係 事務官

【議事次第】

- 1. 事務局からの挨拶/第1回WTの反映状況等
- 2. WT 用比較表について、収納管理比較表に対する事前意見を基に、たたき台(標準仕様書になる案)を議論 (機能要件 2.1.1. 消込データの管理から 3.2.1. 充当処理まで)

【意見交換(概要)】

■2.1.1. 消込データの管理について

- 財務会計システムへの出力機能について、当市はオプションでよいと考えている。当市では、財務会計 システムで作成した消込データを、収納システムに連携する運用であり、財務会計システムへの出力機 能は不要であるためである。
 - →たたき台上の記載を、オプション機能に修正する。
- 税務システム(個人番号利用事務系)と財務会計システム(LGWAN 系が多い)との連携(通信経路)につ

いては、地域情報政策室にセキュリティガイドラインでの規定について確認を推奨する。

- →セキュリティガイドライン上、財務会計システムへの連携が問題ないかどうかを、事務局で確認する。
- 消込に必要な情報について、当市では、仕様区分と端末に応じて、25種類の帳票コードを持っており(各期別用、一括用等)、消込の際に参照する。帳票コードを使用せずとも、自動で適切な消込が可能であれば、帳票コードを持つ必要はない。合算納付書の消込時に、帳票コードを用いて、納付データを細分化して消込するとして、システム上、合算納付書の消込を自動でできる機能があれば、帳票コードは不要。
- 滞納整理の充配当の消込のケースについても議論したほうがよいと考える。
- 充配当を消し込む際、納付書の 0CR 読取が一般的と考えている。左記の消込は手間がかかるので、滞納で持つデータを収納に連携し、直接消し込める方が、事務の正確さ・効率の両方が向上すると考えている。なお、当市の運用は、連携、0CR 読取ではなく、収納側で職員が手入力で登録している。
- 当市では、納付書の OCR 読取による消込で運用していたが、滞納側から出力したデータを収納側に取り 込む運用に変更している最中である。
- 滞納側で管理している延滞金計算日(納付日)が連携できればよいと考える。
 - →滞納側から充配当データを収納側に取り込む機能を、たたき台にオプション機能として追加する。
- 差押等の収納が混じらないようするため、当市では、2.1.1.で発現した帳票コードを消込時に参照することで、差押等の収納を区別している。
 - →収納種別での抽出において、差押等の収納を区別する機能について、定義の仕方を APPLIC 税タスクフォース (TF) に確認する。

■2.1.3. 消込データの管理について

- 消込処理前の論理チェックの際、消込処理上の金額と、実際に公金化された金額を突合する機能が必須と考えている。
 - →消込処理上の金額と、実際に公金化された金額の一致をチェックする機能を、たたき台に必須機能と して追加する。

■2.1.5. 収納情報管理について

- 当市では、消込処理について、領収書を発行したら自動的に仮消込になる。
- 当市では、窓口納付時に仮消込を行っていない。仮消込のデータ登録のタイミングを伺いたい。
- システムで領収書発行後、即時に仮消込の情報が反映される。また、領収書を発行すると、職員が銀行に払い込むための納付書も同時に出力される。
- 当市では、データの登録について、窓口で納付された場合、納付書のバーコードをシステムで読み込み 仮消込を行っている(滞納システムに即時連携)。
 - →領収書のシステム出力後に自動で仮消込になる機能を、たたき台に必須機能として追加する。
- 各業務で扱うデータは、他システムからのデータ連携が困難な場合に備えて、システム単独で扱えるの が自然と考えているため、システム単独でデータ登録する仕組みが必要と考えている。
 - →手動で収納履歴を登録できる機能を、たたき台に必須機能として追加する。

■2.1.6. 収納情報管理について

○ 口座振替時の消込処理について、統合的な収納データを消し込む際、各チャネルから得たデータ形式を

統一すれば、一般納付、コンビニ納付、口座納付の3パターンでの消込で済むと考えている。当市では、 会計課で各チャネルのデータ形式を統合し、集約された消込データを会計課から収納が受け取っている。 →収納チャネルを別々に消し込んでいる自治体があるため、たたき台はこのままとする。

■2.1.10. 収納情報管理について

- 確定延滞金の確定・変更を自動で行う機能について、自治体によっては延滞金の確定を手動で行う自治体がある認識である。システムが確定延滞金を自動で確定する機能を明記するという認識で良いか。
 - →自動で確定する認識。たたき台は明確ではないため、確定延滞金の確定・変更が自動的に行われ、その対象者リストが出力される機能として、たたき台に必須機能として追加する。

■2.1.11.、2.1.12. 調定がない場合の消込

- →法人住民税の消込のタイミングにおいて、納付があった際は O 円調定として消込、調定情報が課税側から連携された後に消込を行う仕様について、 O 円調定の場合、調定が連携されるまで消込を待つ運用かを確認したい。
- 当市では、調定が連携される前でも、○円調定上へ消込が自動で行われ、過誤納扱いにもならない仕様 (消込済収入として集計表にも反映)だが、たたき台の仕様(保留扱いとし、調定連携後の自動消込) でも、保留扱い分の管理ができれば、差し支えない。
 - →賦課側から収納側に調定情報が連携されるまでは、納付を保留扱いとし、調定情報連携後に自動で消し込まれるよう、たたき台に必須機能として追加する。
- 調定がないときの納付パターンの整理に対して疑義がある。当市は「課税側が調定を起こして連携されるまで待つ」に分類されており、そこには「課税側が入力するまで過誤納扱い」とあるが、当市では課税側が調定するまで消し込まれず保留扱いのため、過誤納扱いにならない。
- 当市においても、法人住民税の納付時は、調定がない状態での消込入力となるため、過誤納扱いにならない。課税側が調定を起こしたら自動で消し込まれる運用である。
- 当市でも、上記2市と同様である。確認事項「過誤納の対処件数が増えてしまわないか」について、調 定がないため過誤納扱いにならず、後に調定が連携されると、納付額と調定額が同額(差異があっても 修正可能)となるため、過誤納の対処件数の増加は懸念されないと思料する。
 - →いただいた各構成員の運用内容を踏まえて整理する。

■2.1.16. 納期限管理について

- 税目別の内訳が必要と考えるが、他都市で税目の内訳が不要であれば、特に追加の要望はしない。
- 公金日については、市の金庫に入金のあった日という認識である。
 - →たたき台の記載について、科目毎を税目に修正する。
 - →たたき台の記載について、収入日を収入日(公金日)に修正する。
- 月計表には、純未済額が必要と考えている。純未済額については、調定額から純収入額、欠損額、停止額を差し引いたものである。
 - →純未済額を、たたき台に必須機能として追加する。なお、帳票要件において出力項目を検討する際に 議論する。

■2.1.17.納期限管理について

- 当市の財務会計システムへ連携するデータ出力は、財務会計システムのインターフェースに合わせた作り込みである。
 - →2.1.1.の指摘を踏まえて、セキュリティガイドライン上、財務会計システムへの連携が問題ないかどうかを、事務局で確認する。

■2.2.3.口座情報管理について

- 固定資産税について、納税義務者死亡の際に、相続人代表者が口座振替を希望する場合、口座振替の手続を改めてお願いしている。口座の登録情報の確認は必要である。なお、口座振替でない納税者に対しては当初納税通知書発送の際に、口座振替の手続のハガキを同封している。
- 当市では、口座振替対象者のうち、課税対象の所有者が変更になったリストを収納側で出力している。 賦課側から所有者変更、持分割合変更等データを収納側に連携し、収納側で持つ口座情報と突合することで、チェックリストを出力していると思われる。
- 当市では、所有者変更、持分割合変更等の場合、宛名自体が変わるため、口座情報を引き継いでいない。 年度途中で宛名を統合する等の場合は、賦課側からデータをもらい、口座情報を更新する。
 - →所有者変更、持分割合変更等の対象者を抽出できるよう、たたき台に必須機能として記載する。

■2.2.4.口座振替依頼書作成について

- 口座振替依頼書の紙帳票出力機能について、たたき台に追加するか否かについては、判断が難しいが、 現状として、3つの金融機関に対しては紙帳票による振替依頼を行っており、今後も継続するものと考 えられる。
- 全銀協フォーマット以外のフォーマットに対応できるか確認したい。当市では全銀協フォーマットでは なく指定金融機関のフォーマットで出力している。
 - →各自治体の契約する指定金融機関の仕様に対応できるよう、たたき台に必須機能として記載する。
- 当市では、定期振替以外の月であっても、毎月口座振替ができる機能である。納期限延長した場合に、 納期限を設定された口座振替税目については、口座振替データが作成されている。
 - →指定した期別以外の随時振替の機能を、たたき台に必須機能として追加する。

■2.2.9.納期限管理について

- 当市では、口座振替で来たデータを領収日と調定年度(現年)で年1回抽出しており、4月末~5月末 (納期限)までのものを(年1回)抽出している。用途は、軽自動車の継続検査用のためであり、口座 振替済通知を継続検査用に使用できるようにしている。
- 軽自動車税以外の口座振替済通知について、出力されない認識で良いか確認したい。当市では、希望者に対して口座振替済通知を送付している。なお、出力されるのは暦年(1~12月)である。
 - →意見を踏まえ、各税目の口座振替済通知を、暦年で出力できる機能を、たたき台に必須機能として記載する。

■3.1.1. 過誤納抽出について

○ 当市では、賦課側で株式配当割・株式譲渡割の控除不足額を算定したデータを収納に連携されている。

収納側で調定せず、〇円調定となり過誤納状態を発生させている。

- 当市では、賦課側から控除不足額を紙で収受し、収納側で○円調定とダミーの収納履歴を入力して過誤納状態を発生させている。賦課側からデータ連携された方が効率的だと考えている。
 - →賦課側から株式配当割・株式譲渡割の控除不足額を収納側に連携する機能を、たたき台に必須機能と して追加する。
- 当市では、法人住民税の過誤納については、過誤納番号を自動付番か手動付番か選択可能であり、担当が独自採番した番号を手動付番している。法人住民税は過誤納のシリアル番号を年度及び歳出・歳入ごとに変えているため、過誤納番号を手動付番できる機能が欲しい。また、年度及び歳出・歳入ごとにシリアル番号が区分けされるなら、修正機能は不要と考えている。
- 過誤納番号について、過誤納の時効管理のために、過誤納レコードを一意に特定するため過誤納番号を 持たせるという認識で良いか。
 - →過誤納レコードを一意に特定する番号を想定。上述の市では、すべての市税の過誤納について、通知 番号とは別に、シリアル番号で管理しているため、年度単位で振る必要があるという意見と理解し、年 度ごとに付番を切り替え、自動付番できる機能を、たたき台に必須機能として追加する。

■3.2.1. 充当処理について

- 当市では、システム上、法人住民税から他税目への充当はできない。全ての他税目間への充当ができた ほうがよいと考えている。
- 当市でも同様の運用である。
- 当市では、税目を限定して充当する機能はないため、法人住民税に過誤納があった際、過納分は他の税目に充当可能である。
- 当市でも同様の運用である。
 - →たたき台上、税目をまたいだ充当が可能になるよう、明記する。
- 充当をする予定日付について、未来の支払予定日を想定している。基本的には充当処理により即時に反映されるようになっている。当市では、入力期間を定めており、入力期間前の過誤納金について、入力期間内にシステム入力すると、翌営業日に決定処理がなされる。決定処理の数日後に対象者宛の通知を発送(=充当日)としている。なお、決定処理~発送までの日数を確保しているのは、内部の事務処理のためである。
 - →充当をする予定日付(通知日)に、たたき台を修正する。

以上